

ご利用料金表 [通所リハビリテーション 生協かんだ診療所]

サービスの利用料金は次のとおりです。なお、この料金は介護保険の法定利用料に基づく金額であり、保険適用の場合は市が交付した「介護保険負担割合証」に記された負担割合の料金をご負担いただきます。但し、契約の有効期間中に介護保険法等の法令改正により利用者負担額の変更となった場合には、改定後の金額を適用いたします。尚、介護保険給付の支給得限度額を超える場合、超えた額的全額をご負担いただきます。

1) 通所リハビリテーション

	要介護度・加算名称		回数	料金 (1割負担の場合)				
				1 - 2 時間	2 - 3 時間	3 - 4 時間	4 - 6 時間	6 - 8 時間
基本料金	通所リハビリ テーション費	要介護 1	1回	3 2 3 円	3 3 7 円	4 3 7 円	5 5 1 円	7 1 4 円
		要介護 2	1回	3 5 4 円	3 9 2 円	5 1 2 円	6 5 5 円	8 6 1 円
		要介護 3	1回	3 8 2 円	4 4 8 円	5 8 7 円	7 5 9 円	1,007 円
		要介護 4	1回	4 1 1 円	5 0 2 円	6 6 2 円	8 6 4 円	1,152 円
		要介護 5	1回	4 4 1 円	5 5 8 円	7 3 7 円	9 6 9 円	1,299 円
加算料金	理学療法士等の加配に係る加算 ^{※②}		1日	30 円	—			
	サービス提供体制強化加算 (I) ^{※①}		1回	1 8 円				
	リハビリ・マネジメント加算 (I)		1月	2 3 0 円				
	リハビリ・マネジメント 加算 (II) ^{※④}	6ヶ月以内	1月	1, 0 2 0 円				
		6ヶ月超え	1月	7 0 0 円				
	社会参加支援加算 ^{※⑤}		1日	1 2 円				
	短期集中個別リハビリ実施加算 ^{※⑥}		1日	1 1 0 円				
	認知症短期集中 リハビリ実施加算	(I) ^{※⑦}	1日	2 4 0 円				
		(II) ^{※⑧}	1月	1, 9 2 0 円				
	生活行為向上 リハビリ実施加算 ^{※⑨}	3ヵ月以内	1月	2, 0 0 0 円				
		3ヶ月超え 6ヶ月以内	1月	1, 0 0 0 円				
入浴加算 ^{※⑩}		1日	5 0 円					
介護職員処遇改善加算 ^{※⑪}		1月	1月の料金×3.4%					

2) 介護予防通所リハビリテーション

	要介護度・加算名称		料金/月 (1割負担の場合)	
			要支援 1	要支援 2
基本料金	介護予防通所リハビリテーション費		1, 8 1 2 円	3, 7 1 5 円
加算料金	運動機能向上加算 ^{※⑫}		2 2 5 円	
	事業所評価加算 ^{※⑬}		1 2 0 円	
	サービス提供体制強化加算 (I) ^{※①}		7 2 円	1 4 4 円
	介護職員処遇改善加算 ^{※⑩}		7 6 円	1 4 3 円

3) 実費負担 (利用及び該当時のみ)

実費負担項目		料金
昼食食費 (全日利用通所リハ利用の場合)		570円
おむつ代金 ^{※④}	平織りオムツ	30円
	テープ留めオムツ	140円
	リハビリパンツ	130円
	尿取りパット	40円
手工芸活動等で作った作品をご自宅に持ち帰られる場合		材料の実費
当日キャンセル料 (食事予定分費用相当額) ^{※⑤}		570円

※①は介護職員の配置のうち5割以上が介護福祉士であることを示します。

※②は理学療法士、作業療法士を専従かつ常勤で2名以上の配置を示します。

※③は利用開始時の訪問評価、及び通所リハ計画の作成と定期的な見直し、及び他の事業所と介護支援専門員を通じて連携を図りサービスを実施します。

※④は③に加えて訪問による家族や他事業所への指導と助言、及び定期的なリハビリ会議開催により関係者・事業所と連携を図ります。

※⑤はリハビリの目標に家庭や社会への参加を位置づけた上で日常生活動作、及び生活関連動作を向上させ、地域へのサービスにつなげていく事が、介護保険の定める一定の基準を満たす事業所の全てのご利用者に加算されます。

※⑥は退院(所)日又は認定日から3ヵ月以内に、身体機能の回復を目的とした個別リハビリを集中して行ないます。

※⑦は退院(所)日又は、通所開始日から起算して3ヵ月以内にリハビリマネジメント加算と併せて週2回限度として個別のリハビリを実施します。

※⑧は退院(所)月又は、通所開始月から起算して3ヵ月以内にハビリマネジメント加算Ⅱと併せて1月に4回以上の生活機能向上のリハビリを実施します。

※⑨は日常生活動作及び関連動作・社会参加など生活行為の向上を目的として、通所と訪問(実際の生活場面の指導)を組み合わせたリハビリを実施します。

※⑩はパレットにおいて入浴を行った場合に算定します。

※⑪は介護職員の処遇改善の為に国の定める加算(1月の利用料金の3.4%)です。

※⑫は個別の運動機能向上を目的とした計画書を作成。定期評価と見直しを行います。

※⑬は介護予防サービスの内容と実績が国の基準を満たしていることを示します。

※⑭は必要に応じて施設備品を使用した場合、代替の物を現物で頂くか、表記の金額を納めて頂きます。

※⑮はパレットにおいて当日8:30以降のキャンセル連絡において発生します。